

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和6年度第3回登米市農業委員会総会
開催日時	令和6年6月25日（火） 午後1時30分 開会 午後2時35分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	会長 高橋 清範
出席者 （委員） の氏名	【農業委員】 1番 小野寺 義 幸 4番 三 塚 芳 毅 7番 佐 藤 久 順 10番 岩 崎 とみ子 13番 小野寺 鉄 子 16番 高 橋 健 之 19番 芳 賀 秀 二 22番 鹿 野 昭 子 2番 鈴 木 泰 子 5番 五十嵐 幸 喜 8番 浅 野 和 宏 11番 阿 部 静 男 14番 阿 部 晃 徳 17番 鈴 木 巖 20番 櫻 井 利 光 23番 門 馬 一 郎 3番 田 島 幹 雄 6番 柴 崎 専 一 9番 岩 淵 つとむ 12番 上 野 えいこう 15番 加美山 りゅうた 18番 芳 村 ちゅういち 21番 佐 藤 ひでひこ 24番 高 橋 きよのり

1番 門 脇 昭 雄
4番 千 葉 久三男
7番 高 橋 やすひと
10番 岩 渕 和 也
13番 佐 藤 啓
16番 千 葉 ひろなお
19番 小 出 たかのり
22番 佐 藤 あきら
25番 石 堂 たかひろ
28番 亀 井 たつお

2番 及 川 すけひろ
5番 東 けいぞう
8番 白 石 ひさき
11番 青 山 しんいち
14番 千 葉 こうじ
17番 佐々木 たかし
20番 豊 澤 啓 司
23番 鈴 木 かずよし
26番 佐 藤 すすむ
29番 近 藤 みつる

3番 田 崎 みつお
6番 芳 賀 ていいち
9番 佐々木 まさし
12番 千 葉 利 行
15番 佐々木 よしろう
18番 小野寺 けんじ
21番 佐々木 たけお
24番 小 林 ひろゆき
27番 土 生 こうや
30番 白 鳥 こう

議 題	報告第 10 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について
	報告第 11 号	使用貸借権の合意解約について
	報告第 12 号	農地基本台帳新規(補正)登載申請について
	報告第 13 号	令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
	議案第 17 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	議案第 18 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
	議案第 19 号	非農地証明願について
	議案第 20 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
	議案第 21 号	農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
	議案第 22 号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
会 議 結 果	報告第 10 号	議案書のとおり報告した。
	報告第 11 号	議案書のとおり報告した。
	報告第 12 号	議案書のとおり報告した。
	報告第 13 号	議案書のとおり報告した。
	議案第 17 号	原案のとおり決定した。
	議案第 18 号	すべて可として意見決定することとした。
	議案第 19 号	原案のとおり決定した。
	議案第 20 号	原案のとおり決定した。
	議案第 21 号	原案のとおり決定した。
	議案第 22 号	原案のとおり決定した。
会 議 の 概 要	下記のとおり	
会 議 資 料	・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果	
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告	
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 21 番佐藤瑛彦委員、議席番号 1 番小野寺義幸委員を指名します。	
議長	日程第 2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。	

議長	《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。 日程第 3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、報告第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について、 を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 10 号を終わります。
議長	日程第 5、報告第 11 号使用貸借権の合意解約について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 11 号を終わります。
議長	次に、日程第 6、報告 12 号農地基本台帳新規（補正）登載申請について、を 議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 12 号を終わります。
議長	次に、日程第 7、報告第 13 号令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推 進の状況その他事務の実施状況の公表について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》

	説明が終わりました。 これで、報告第 13 号を終わります。
議長	次に、日程第 8、議案 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。
14 番委員	令和 6 年 6 月 20 日に実施した登米市農業委員会第 1 区現地調査の結果を報告します。 農地法第 3 条の進行番号 4 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 7 ページに記載されているとおりです。申請内容は、岩手県一関市に居住する譲受人が、登米市中田町に居住する譲渡人から米山町善王寺地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。譲受人は、実家で農業経験があり、かつ保有している機械の能力などからみて、効率的に利用できるものと見込まれるため、許可については妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 6 年 6 月 25 日 現地調査委員 15 番 加美山 竜太 委員 16 番 高橋 健之 委員 14 番 阿部 晃徳 委員 次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。 《いずれも支障なしの声》 いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。
19 番委員	4 番の案件で、登記簿が山林で、現況畑っていう状態で、無償移転なのであれなんですけども、現登記簿が山林ってことは、法務局に届けられているもの自体は山林で届けられて、実際どうなん、どうなんですかっていう何かの農地として認められてない所が今現況としては畑になってるっていう状況を売買して農業委員会にかけて売買するっていう、その一連の、意味合いを、教えていた

	だければと。
事務局	ただいまの質問にお答えさせていただきます。 まずご指摘のその3人、登記地目の山林の部分でございますが、こちらはあくまで登記地目が山林ということで、田だったり雑種地だったり、原野も農地台帳に記載されているものについては、農業委員会の総会にかけるルールになっておりまして、それに基づきまして今回の申請の方も、現状農地として使われているところ、かつ農地台帳に載っているという部分で、今回、農業委員会の総会の方で譲渡という部分で、無償譲渡という形で申請の方をちょうだいしている状況でございます。 以上でございます。
19 番委員	農家台帳の方だけのやりとりを今審議に入ってるってことだと思うんですけども、これ審議通る道路に問題はないと思うんですけども、通った後に、このままですと、結局、いつまでも登記簿山林のまま残ってる。これの指導等は、もちろん行っていたりするのかどうかの方までできればこのまま多分登記変更になると思いますんで、その時に現況登記簿の変更も、是正していただける形の方がいいかと思うんですけども、よろしくお願いします。
事務局	ご指導ありがとうございます。委員おっしゃる通りだと思いますので、まず譲渡される方の方に、そういった形で法務局で相談した上で、登記地目を変更していただくように、併せて指導の方もしていきたいと思います。よろしくお願いします。 先ほど委員からですね、調和要件の際にもご意見、はい。ご発言いただいた件につきまして、あわせてこの場をちょうだいして、これまでの法人の経緯の方、ちょっとお時間いただいて説明させていただければと思います。 まず平成29年5月30日、許可になっておりましてそこからまず最初3年間耕作しております。 順調にいけば2023年に収穫できる計画となっておりました。 ところが29年からの最初の3年間、まず令和2年の部分までの最初の3年間で、生育状況がやはりうまくないという部分がありまして、工事とか、当県の農業改良普及センターの指導などを、もらいながら、法人の方で更新期間1年ということで、1回目の更新は、是正指導なども入りまして、そういった形で行っておりました。その後1年経って、令和3年4月10日に、新たに抵触したものが、大丈夫でしょってということで、県の方でも、3年間の申請大丈夫ですよっていう形になりまして、令和3年の5月から3年間さらに、令和6年まで、現在に至るまできているところでございます。ただし、令和5年7月14日からの大雨で、水没してしまいまして、その間、根腐れされ、大体8割程度が壊死してしまったということで報告いただいております。実際に令和6年2月の報告の時点では、最初、3割程度が駄目になったっていう状況だったんですが、今年の、今現在の段階で、8割程度全部ほぼ全滅の状態という状況になっ

て、実際よくよく見てもらおうと端の方とか所々に、立派なシキミは何本かはあったんですけど実際はもう本当こんな植えてるのかなっていうぐらい、耕作の状況がちょっと見えないような状況になっておりました。

今回そのままではなかなか更新させるのが難しいということになりまして、この報告書もらった段階からすぐ、今回更新がありますので、県の普及センターそれから、許可権者である、東部地方振興事務所、あと農業委員会で、と業者の方で打ち合わせとしまして、作物あそこで、シキミを作るのはちょっと限界じゃないかっていうことで業者さんの方が、認めた上で今度、ミョウガの方を工作したいということで3条の方申請ちょうだいしております。

ミョウガの方もですね、初年度を耕作できる、買付できる株数っていうのがちょっと限られてるそうで、大体ソーラーパネルの全体面積の大体5分の1から5分の2ぐらいの部分に、大体5000株を作付して最初は3つ苗状態でやりたいということでございました。

その間残りの部分の土壌改良等を行いまして、少し盛土とかもしながら、排水等を良くした形で、これから許可をいただければ3年間のうちに必ず全体の2000平米あるんですが、そこを全体に作付するという計画になっております。

一応、申請の方で知見を有するものということで、専門家の方の意見だと、土壌的には問題がないので、あとはうまく株を買って耕作できるようになるっていうこととあとミョウガについては、太陽光の株、遮光されてる状態でも、十分に収穫できる見込みですということで、意見書の方もちょうだいしております。実際市内で、ミョウガの耕作してる営農型太陽光の方いらっしゃるんですが、収量は十分にとれてるっていう実績の方も、県知事あてに毎年いただいとるところではございます。

ちょっと長くなってしまったんですが耕作の状況、あと今後の見込みの耕作の部分については、以上の通りとなります。よろしくお願いします。

議長

その他に質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。

それではこれより議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長	次に、日程第 9、議案第 18 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 ここで現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 最初に第 1 区の報告を登壇してお願いいたします。
15 番委員	進行番号 1 番、2 番については、別紙議案説明資料 8 ページから 10 ページ、11 ページから 13 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 農地法第 5 条の進行番号 3 番については、別紙議案説明資料 14 ページから 16 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号 4 番、5 番については、別紙議案説明資料 17 ページから 19 ページ、20 ページから 22 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に営農型太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 6 年 6 月 25 日 現地調査委員 15 番 加美山 竜太 委員 16 番 高橋 健之 委員 14 番 阿部 晃徳 委員
議長	次に、第 2 区の報告を登壇してお願いします。
18 番委員	令和 6 年 6 月 20 日に実施した登米市農業委員会第 2 区現地調査の結果を報告します。

農地法第5条の進行番号6番から8番、10番、14番から16番については、別紙議案説明資料23ページから31ページ、35ページから37ページ、47ページから55ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料32ページから34ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、中田庁舎からおおむね300メートル以内の区域の農地であるため、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号11番については、別紙議案説明資料38ページから40ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に営農型太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号12番については、別紙議案説明資料41ページから43ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に車庫及び駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で原則的には転用許可ができない農地(のうち)ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号13番については、別紙議案説明資料44ページから46ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和6年6月25日

現地調査委員

17番 鈴木 巖 委員

18番 芳村 忠市 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第18号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 18 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

次に日程第 10、議案第 19 号非農地証明願について、を議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

次に日程第 11、議案第 20 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

本案件は、所有権移転の進行番号 3 番が 4 番三塚委員、進行番号 32 番から 34 番は私の案件でございます。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。従いまして審議の進め方は、委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思い

ますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めますよって本議案の審議は分離することに決定いたしました。初めに、委員の案件、一括方式の進行番号3番についての審議に入ります。本案件は4番、三塚芳毅委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場及び説明員の入替》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。
これより議案第20号の委員の案件、一括方式の進行番3番を採決いたします。
お諮りします。
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案20号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての一括方式の進行番号3番は、原案の通り決定いたしました。
4番、三塚芳毅委員の入場を許可します。

《委員入場及び説明員の入替》

次に、委員に関する案件の進行番号32番から34番までについて審議に入ります。
本件は、私が関係する案件ですので、登米市農業委員会会議規則第6条第2項の既定に基づき、議長を会長職務代理者と交代いたします。

《議長を会長職務代理者と交代》

それでは引き続きお願いします。

次に、委員に関する案件の一括方式の進行番号 32 番から 34 番についての審議に入ります。

本件は、24 番高橋清範委員に関する案件ですので同委員の退場を求めます。
それでは事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりましたこれより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから、議案第 20 号の一括方式の進行番号 32 番から 34 番を採決します。
お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって議案第 20 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての一括方式の進行番号 32 番から 34 番は、原案の通り決定しました。

24 番、高橋清範委員の入場を許可します。

以上で、委員に関する案件一括方式の進行番号 32 番から 34 番が終了しましたので、議長を会長と交代いたします。

《議長を会長と交代》

再開します。

次に議案第 20 号の委員以外の案件について審議に入ります。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 20 号の委員以外の案件について採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案 20 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
についての委員以外の案件について原案の通り決定いたしました。

議長

日程第 12、議案第 21 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議
題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 21 号について採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り非農地として決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案第 21 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案の
通り非農地として決定いたしました。

次に日程第 13 号、議案第 22 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針に
ついて、を議題といたします。

議長	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 《質疑なしの声》 それではなければ質疑をこれで終わります。 これから議案第 22 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案の通り決定することにご異議ございませんか。 《異議なしの声》 異議なしと認めますよって、議案第 22 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、原案の通り決定いたしました。 以上で、総会日程は終了しました。 令和 6 年度第 3 回登米市農業委員会総会を閉じます。
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 6 年 6 月 25 日

議 長(会長)

議事録署名人 21 番

議事録署名人 1 番